

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 15 日開催の取締役会において、以下のとおり、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 99 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 業容の多様化・拡大に備えて、現行定款第 2 条につきまして、事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 37 条および第 49 条の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第 37 条の変更に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、補欠の役員の予選に関する規定の項数に変更されたことに伴い、現行定款第 41 条第 3 項の一部を変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(注) 下線部分は変更箇所を示す。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.) (条文省略)</p> <p>9.) (新 設) (新 設)</p> <p><u>10.</u>) (条文省略)</p> <p><u>18.</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第 2 条 (現行どおり)</p> <p>1.) (現行どおり)</p> <p>9.) <u>10. 塗装工事</u> <u>11. とび・土工・コンクリート工事</u></p> <p><u>12.</u>) (現行どおり)</p> <p><u>20.</u></p>
<p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第 37 条 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第 427 条第 1 項に基づく契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第 37 条 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間で、当該取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第 427 条第 1 項に基づく契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の任期)</p> <p>第 41 条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 会社法第 329 条第 2 項に基づき選任された補欠の監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>4. (条文省略)</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第 41 条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>4. (現行どおり)</p>
<p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第 49 条 当社は、<u>社外監査役</u>との間で、当該<u>社外監査役</u>の会社法第 423 条第 1 項の責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第 427 条第 1 項に基づく契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(監査役との責任限定契約)</p> <p>第 49 条 当社は、<u>監査役</u>との間で、当該<u>監査役</u>の会社法第 423 条第 1 項の責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第 427 条第 1 項に基づく契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 25 日 (予定)
定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 25 日 (予定)

以 上